○ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いについて(令和4年3月18日付保保発0318第1号・年管管発0318 第1号厚生労働省保険局保険課長及び年金局事業管理課長通知)

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	(100,004-1917)
改正後	現行
第1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等の概要	第1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等の概要
1 (略)	1 (略)
2 短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準 (1)~(3) (略) (4)以下のいずれかの適用事業所に使用されていること ア 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民 年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。)附則第17条第12項及び第46条第12項に規定する特定適用事業所(以下「特定適用事業所」という。) イ 特定適用事業所(以下「特定適用事業所」という。) イ 特定適用事業所以外の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。)のうち、労使合意により、事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った事業所(以下「任意特定適用事業所」という。) ウ 国又は地方公共団体の適用事業所(注) (注)国又は地方公共団体等(一部の独立行政法人等を含む。以下「国等」という。)に勤務する短時間労働者に対しては、令和4年10月1日以後、国家公務員・地方公務員共済組合制度の短期給付・福祉事業が適用されることから、国等の適用事業所については健康保険に係る徴収、給付は行わない。	2 短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準 (1) ~ (3) (略) (4) 以下のいずれかの適用事業所に使用されていること ア 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民 年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。) 附則第17条第12項及び第46条第12項に規定する特定適用事業所(以下「特定適用事業所」という。) イ 特定適用事業所以外の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。)のうち、労使合意により、事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った事業所(以下「任意特定適用事業所」という。)ウ 国又は地方公共団体の適用事業所
3~5 (略)	

第2~第5

(略)